

ID: 235

担当部署: 都市整備課

処分の概要	設計変更の許可		
例規名 根拠条項	高根沢町特別業務地区建築条例施行規則 第6条		
例規番号	昭和61年規則第11号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。</p> <p>第6条 この基準により許可を受けた建築物の設計を変更しようとする場合には、改めて許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日